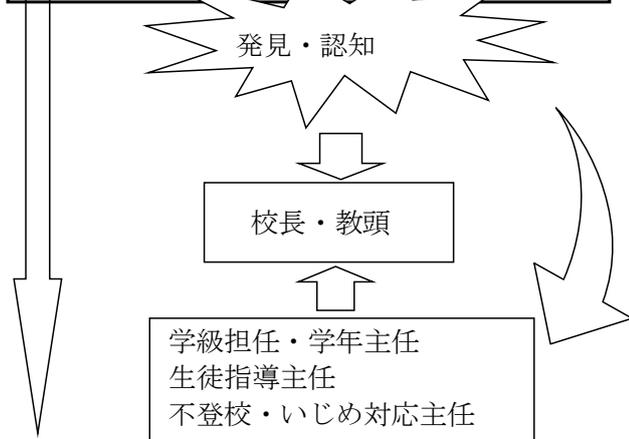


いじめ対応マニュアル

1 いじめ情報のキャッチ・発見



- ・ いじめが疑われる言動を目撃
- ・ 生活ノート等から気になる言葉を発見
- ・ 子どもや保護者からの訴え
- ・ 「悩みアンケート」から発見
- ・ 同僚からの情報提供

2 対応組織の編成

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、不登校・いじめ対応主任、専科教員、スクールカウンセラー等

3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
 - ・ 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
 - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- (3) 役割分担
 - ・ 被害者からの事情聴取と支援担当・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・ 周囲の児童生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

- (1) 事実の究明
 - ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
 - ・ 聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
 - 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
 - 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
 - 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
 - 聴取が下校時刻を過ぎた時刻に及んだ時は保護者との連絡を行うとともにお迎えを依頼し事情を説明する。
- < 注意点 >
- ▲ いじめられている子どもといじめている子どもに同じ場所で事情を聴かない。
 - ▲ 注意、叱責、説教だけで終わらないようにする。
 - ▲ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導はしない。
 - ▲ ただ単に謝ることだけで終わらせない。
 - ▲ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導は行わない。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) 被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの安心・安全を守る。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の居場所や伝え方を教えておく。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の当事者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

■ 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭連絡を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・ 事情聴取後、保護者と連絡を取り、学校に来ていただき、事実と経過を伝える。
必要に応じ、直接子どもに事実の確認をする。
- ・ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。